

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

ヤマメの棲むきれいな多摩川水質保全計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

東京都西多摩郡奥多摩町

3. 地域再生計画の区域

東京都西多摩郡奥多摩町の全域

4. 地域再生計画の目標

奥多摩町は、東京都の北西端に位置し、人口7,051人(平成17年4月1日現在)、面積225.63平方キロメートルと東京都の約10分の1を占め、町全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定されている自然豊かな町である。また町の中央部を多摩川が東流している。多摩川は、閉鎖性水域である東京湾に流入する1級河川であるとともに、東京都民の水道水源としても利用されており、当町には世界有数の水道専用ダムの小河内貯水池(奥多摩湖)があり、町全域が水道水源地となっている。当町を貫流する多摩川上流域は豊かな森林に育まれた水質の良好な川として、ホタルやヤマメ、イワナが生息し、この豊かな自然を求めて、東京近郊を中心として年間約170万人の観光客や登山・釣り客が訪れている。

このようなことから当町は、快適で衛生的な生活環境の向上はもとより、水源の町として早期に町全体の汚水処理施設の整備を行い、多摩川をはじめ流入する東京湾の水質を保全する責務がある。

そのため、平成17年度から今後10年間の町の指針となる第4期奥多摩町長期総合計画においては、『巨樹と清流のまち・おくたま』をスローガンに掲げ、その施策の柱のひとつとして汚水処理率100%を目標としている。また、観光客の受け入れ対策として景観に配慮した公衆トイレの整備を積極的に進めており、現在までに町内26ヵ所に設置済みである。

しかし、町の下水道整備は平成11年度に整備を完了した小河内ダム上流域の小河内処理区のみであり、町全体の普及率は5.2%にとどまっている。したがって、ダム下流に位置し人口の集積する古里・氷川地区の住民はもとより、年間170万人近くが来遊する観光客が排出する雑排水を含め、殆どが多摩川に直接放流している状況であり、浄化槽を含めた平成16年度末の汚水処理人口普及率は44.3%にまで達したものの依然低迷している。

今後きれいな多摩川の水質を保全するためには、上流に位置する当町全域の汚水処理施設を早期に整備することが喫緊の課題である。公共下水道については、平成18年からの10ヵ年で町の市街部を中心として整備を計画している。このうち、今回は平成17年8月に認可を取得した区域（第1期整備区域、53ha）及び新たに区域を拡張し整備するため、平成20年8月に認可を取得した区域（36ha）と平成16年度より市街地から離れた山間地域で実施している浄化槽市町村整備推進事業について、この2事業を組み合わせる汚水処理施設整備交付金を活用して地域再生を行うものである。

これら汚水処理施設の整備により多摩川本支流の水質を保全することで、水源地として安心して美味しい水を供給できることは無論のこと、従来から生息していたホタルやヤマメ・イワナの生息環境を今後も良好な状態に保つことにより、次世代を担う子供たちや観光客、遊漁者等へより魅力ある豊かな自然環境を提供することにもつながる。さらには、この東京近郊にある自然に価値を見出し、エコツーリズムやグリーンツーリズムなど環境関連事業の対象としても活用していく計画である。また、この豊かな自然のもつ“癒し効果”を活かし、健康増進やリハビリテーションに役立てる森林セラピーゾーンとしての整備も推進していきたい。

（目標）汚水処理施設の整備を推進（汚水処理人口普及率を44.3%から70.0%に向上）し、きれいな多摩川の水質の保全を図る。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

汚水処理の整備手法について、集落毎に集合処理（公共下水道）と個別処理（浄化槽）の費用比較を行い、より効率的で経済的な手法を採用した。これに基づき、公共下水道事業については、平成17年8月（53ha）及び平成20年8月（36ha）に認可を取得し、平成18年度から22年度までの5ヵ年で整備の計画である。

浄化槽事業については、集合処理区域以外の町内全域で実施し、同様に平成22年度までの5ヵ年で整備の計画である。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

（1）汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道・・・平成17年8月に事業認可及び平成20年8月に事業認可変更

[事業主体]

いずれも奥多摩町

[施設の種類]

公共下水道（流域関連特定環境保全公共下水道）、浄化槽（市町村設置型、個人設置型）

[事業区域]

公共下水道：奥多摩町川井・小丹波・梅沢・丹三郎・棚沢地区

浄化槽：市町村設置型（下水道計画区域を除く奥多摩町全域）

個人設置型（下水道計画区域のうち、認可区域を除く地区）

[事業期間]

公共下水道：平成18年度～22年度

浄化槽：市町村設置型；平成18年度～22年度

個人設置型；平成18年度～21年度

[整備量]

公共下水道：管径φ50～350mm、延長25,900m

浄化槽：142基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・公共下水道：川井・小丹波・棚沢地区で1,200人
- ・浄化槽：町内全域で280人

[事業費]

○公共下水道	事業費	2,974,000千円
	(うち、交付金)	1,487,000千円)
	単独事業費	671,449千円

○浄化槽	事業費	138,720千円
(市町村設置型)	(うち、交付金)	46,240千円)

○浄化槽	事業費	37,272千円
(個人型)	(うち、交付金)	12,424千円)

合 計	事業費	3,149,992千円
	(うち、交付金)	1,545,664千円)
	単独事業費	671,449千円

5-3 その他の事業

地域再生法による特別な措置を活用するほか、「巨樹と清流のまち・おくたま」を実現するための施策のひとつとして、奥多摩型グリーンツーリズム事業を行う。

目的：町内の自然・生活文化・農業・林業等の体験を都市住民に提供する交流型観光産業の振興を図る。

事業概要：滞在型観光農園の整備

(農園10区画、滞在施設10棟、管理棟1棟、温室2棟)

事業効果：○都市交流事業で期待される効果

- ・日帰り型の都市交流から滞在型の都市交流への転換
- ・何度も奥多摩を訪れるリピート型観光への転換

○住民意識で期待される効果

- ・奥多摩町で生活することの価値の再認識
- ・地域の自信と誇りを再認識

○具体的な効果

- ・新しい雇用の創出
- ・遊休農地の解消
- ・地域活性化の促進

工期 平成15年度～平成18年度（実施中）

6. 計画期間

平成18年度～22年度

7. 目標達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、町議会議員・知識経験者・一般住民で構成する「奥多摩町下水道事業運営委員会」において、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査結果等を委員会に報告し、必要に応じて町に対して適切な措置をとるよう提言する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、現在見直し中の「東京都汚水処理施設整備構想」（都道府県構想）に反映することとしている。

《添付資料》

目次

付録 1

- 付 1 - 1 地域再生計画に含まれる行政区域を表示した図面
- 付 1 - 2 地域再生計画の区域を表示した図面
- 付 1 - 3 汚水処理施設整備交付金による施設整備の整備箇所を表示した図面

付録 2 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

付録 3 地域再生計画の全体像を示すイメージ図